

四日市市告示第346号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の28第1項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第22条の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、法第24条の37第1項及び細則第24条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

四日市市長 森 智広

1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社家楽

三重県四日市市室山町59番地

2 指定等に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地

マーベラス相談支援事業所

三重県四日市市室山町225番地1

3 指定等の年月日

令和4年5月1日

4 事業の主たる対象者

指定なし

5 事業所番号

2470200698

（こども未来部 こども発達支援課）